



## 安全運転管理者の業務の拡充

## 酒気帯びの有無の確認等の義務化

令和3年11月10日、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布され、安全運転管理者の業務が拡充されることとなりました。

安全運転管理者選任事業所の皆様は、内容をよく確認していただき、令和4年4月1日施行（一部令和4年10月1日施行）に向け、ご準備をお願いします。

## 改正の概要

## 令和4年4月1日から

## ① 酒気帯びの有無の確認

運転前後の運転者に対し、目視等（顔色、呼気の臭い、声の様子等）により酒気帯びの有無を確認する。



## ② 記録の保存

確認内容を記録し、1年間保存する。



## 令和4年10月1日から

## ③ アルコール検知器の使用義務

アルコール検知器は、酒気帯びの有無を音、色、数値等により確認できるもの。



## ④ アルコール検知器を常時有効に保持

アルコール検知器は、正常に作動し、故障がない状態で保持する（定期的に故障の有無を確認する）こと。